（総則）

第１条　発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（ 以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに発注者に納入し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。

３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

５　この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによるものとする。

（善管注意義務）

第２条　受注者は、委託業務の遂行に当たり、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（委託料内訳書）

第３条　発注者が必要と認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。

２　委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。

３　委託料内訳書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　この契約に要する保証については、第４条の２に定めるところによるものとし、第４条の３の規定は適用しない。

第４条の２　契約保証金は、免除する。

第４条の３　受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定期間継続してする物または役務の給付について単価を定める契約をした場合における契約保証金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定した額とする。

２　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

（1）国債または地方債

（2）鉄道債券その他政府の保証のある債券

（3）発注者が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手

（4）発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

（5）発注者が確実と認める金融機関の保証

（6）保証事業会社の保証

３　契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

（検査および引渡し等）

第５条　成果物および業務完了報告書等の納入等ならびに検査については、第５条の３に定めるところによるものとし、第５条の２、第５条の４および第５条の５の規定は適用しない。

（成果物および業務完了報告書の検査、成果物の引渡し）

第５条の２　受注者は、委託業務を完了したときは、発注者に対し、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を納入し、業務完了報告書を提出するものとする。ただし、成果物を納入する場合には、発注者および受注者が協議の上、業務完了報告書の提出を省略することができる。

２　受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められたときは、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。

３　発注者は、受注者から第１項の成果物の納入および業務完了報告があったときは、その日から起算して 10 日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、成果物の検査について必要があると認めるときは、第三者に委託して検査を行うことができる。

４　発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。

５　第３項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

（成果物の検査および引渡し）

第５条の３　発注者は、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）の納入があった場合には、その日から起算して 10 日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、必要があると認める場合には、第三者に委託して検査を行うことができる。

２　受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められたときは、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。

３　発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、第１項後段の規定はこれを準用する。

４　第１項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

（完了報告および検査）

第５条の４　受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

２　受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められた場合には、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。

３　発注者は、受注者から第１項の業務完了報告があったときは、その日から起算して 10 日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。

（業務実績報告および検査）

第５条の５　受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務実績報告書に委託料精算書を

添えて発注者に提出するものとする。

２　発注者は、受注者から業務完了報告があったときは、その日から起算して 10 日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。

（委託料の請求および支払）

第６条　委託料の請求および支払については、第６条の４に定めるところによるものとし、第６条の２および第６条の３の規定は適用しない。

第６条の２　受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。なお、委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の作成は省略するものとする。

２　発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

４　受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について概算払することができる。また、概算払された委託料の合計額が精算額を上回ったときは、受注者は概算払の額と精算額との差額を発注者が指定する日までに返納するものとする。

５　前金払および部分払は、これを行わない。

第６条の３　受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

２　発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

４　受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について前金払することができる。

５　部分払は、これを行わない。

第６条の４　受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

２　発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

４　前金払および部分払は、これを行わない。

（履行期間の延長）

第７条　受注者は、履行期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰することができないときは、発注者は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

（履行遅滞の違約金）

第８条　前条の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して履行期間を延長することができる。

２　前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第９条　受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 10 条　発注者および受注者は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

（契約不適合責任）

第 11 条　業務完了後に本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から１年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

２　発注者は、受注者が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

３　前２項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

（契約内容の変更）

第 12 条　発注者は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者が協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

３　前項の賠償額は、発注者および受注者が協議して定める。

（予期することのできない事情による契約金額の変更）

第 13 条　受注者は、履行期間中に予期することのできない事情により契約金額が不適当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

２　発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

３　第 1 項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

（発注者の解除権）

第 14 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）または契約条項に違反したとき。

２　受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第 15 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第 12 条の規定により、発注者が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする

場合において、その中止期間が３か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の２分の１以上に及ぶとき。

(2) 第 12 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が３分の２以上減少することとなったとき。

(3) 発注者が契約に違反したため、成果物の納入または委託業務の履行が不可能になったとき。

２　前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第 16 条　第 14 条第 1 項または前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または委託業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（再委託）

第 17 条　受注者は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることをいう。以下同じ。）については、第 17 条の３に定めるところによるものとし、第 17 条の２の規定は適用しない。

第 17 条の２　受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

第 17 条の３　受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

２　発注者は受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

３　再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

４　再委託を行う場合において、第 22 条、第 23 条および第 28 条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

（業務実施体制等）

第 18 条　受注者は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、発注者が求めるときは、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を発注者に通知するものとする。また、この場合において、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

２　受注者は、再委託に係る発注者の承認を得た場合は、前条の規定による再委託先についても実施体制表に含めるものとする。

（業務従事者の労務管理）

第 19 条　委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。なお、作業場所が発注者の事務所内である場

合の受注者の従事者に係る服務規律等については、発注者および受注者が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指揮命令は、受注者が行うものとする。

（業務履行中の検査、監督および指示）

第 20 条　発注者は、必要があると認める場合には、業務履行中に受注者の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

２　受注者は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（進捗状況等の報告）

第 21 条　受注者は、発注者から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第 22 条　受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別添）を守らなければならない。

（秘密保持義務）

第 23 条　発注者および受注者は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報

(2) 開示後、発注者および受注者の責めに帰することができない事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

２　受注者は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

３　受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。

（誓約）

第 24 条　受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 14 条第 1 項第５号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第 25 条　受注者は、本契約の履行に当たり第 14 条第 1 項第５号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（作業場所等の制限）

第 26 条　受注者は、秘密保持および委託業務遂行上の必要性から、発注者の事務所内で作業を行う必要がある場合には、発注者にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

２　発注者は、前項の規定による受注者からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合において、作業場所および機器等は、発注者の使用するものと明確に区別するものとする。

３　受注者は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを委託業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

４　受注者は、第２項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を受注者の従事者に遵守させなければならない。

(1) 受注者が発行する身分証明書を常時携帯し、発注者の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(2) 法人名入りの名札を着用すること。

（資料の提供）

第 27 条　受注者は、発注者に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

２　発注者は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を受注者に通知する。

３　提供方法は、発注者と受注者が協議し決定する。

（資料の管理）

第 28 条　受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

(1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。

(2) 発注者の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 発注者の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。

(4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく発注者に返還し、または事前に発注者の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、発注者から要求があった場合には、この台帳を発注者に提出する。

２　受注者は、発注者の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 29 条　受注者は、提供資料を、発注者の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

（事故等の報告）

第 30 条　受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

２　受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

（著作権、特許権等の取扱い）

第 31 条　受注者は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

２　本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第２条第 1 項第 1 号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、発注者が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受注者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(2) 受注者は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、発注者は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知すること。

（著作権の譲渡等）

第 32 条　本契約における成果物の著作権は、本契約に係る委託料の支払が完了したときに受注者から発注者に譲渡されるものとする。

２　受注者は、発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

（管轄裁判所）

第 33 条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（危険負担）

第 34 条　成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

２　成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。

（運搬責任）

第 35 条　提供資料および納入すべき成果物の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

（契約費用）

第 36 条　本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

（人権の尊重）

第 37 条　受注者は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年滋賀県条例第 27 号）第３条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

（作業時等の自動車の使用）

第 38 条　受注者は、発注者の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（その他）

第 39 条　本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

２　本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

別添

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第１　受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

２　前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（安全確保の措置）

第３　受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第４　受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用および提供の禁止）

第５　受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

第７　受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（委託業務に従事する者への周知および監督）

第８　受注者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

２　受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

第９　発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指示）

第 10　発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

第 11　受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除および損害賠償）

※契約書中に契約解除および損害賠償に関する定めがない場合

第12　発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

（再委託の禁止）

第13　受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

（注）委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な内容は省略すること。

別紙１

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4)　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5)　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6)　上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

別紙2（第25条関係）

令和　年(　　年)　月　日

不当介入通報・報告書

滋賀県　大津警察署長　　（受注者名）
滋賀県　総務部税政課長

※ 取扱警察	滋賀県　　警察署 課

受注者	所在地		TEL(　　)　　－ FAX(　　)　　－
	名　称		
	代表者		
	通報者 （対応者）	所　属　：	TEL(　　)　　－
		氏　名　：	
		役　職　：	
不当介入に係る行為者	住　所		TEL(　　)　　－ FAX(　　)　　－
	所　属		
	役　職		
	氏　名		
発生日時・場所	令和　　年　　月　　日　　時　　分頃		
	［場所］ TEL(　　)　　－ FAX(　　)　　－		
契約案件名		発注所属名	
不当介入の内容 被害の状況			
警察への通報状況	警察への通報　　有　・　無		
	通報先警察署名　（ 滋賀県　　警察署　　課 ）		
	通報日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分頃		

注）1 この様式に必要事項を記入の上、第一報を所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行うこと。次に、様式最下段の「警察への通報状況」欄に必要事項を記入し、発注所属宛てに報告（メール、FAX可）するとともに、所轄警察署にも提出すること。

2 上記表中の　※欄は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、写しを添付すること。

4 この文書を受け取った発注所属の長は、写しを会計管理局管理課に提出すること。

（制度の概要および通報・問合せ先は裏面に記載しています）

不当介入に対する通報・連絡制度の概要
（物品の買入れ・賃借・請負・委託等）

【目的】

県が行う下記の「対象とする契約」において、受注者が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）から不当介入を受けた場合、県と警察が協力し、早期に対応することによって県の契約の相手方を保護し、適切な契約の履行を確保するとともに暴力団排除の推進を図ろうとするものです。

【対象とする契約】

物品の買入れ契約、物品の借入れ契約、物品の製造に係る請負契約、修繕の請負契約
役務の提供に係る契約、業務の委託に係る契約
（注）建設工事に係る契約については別に定める通報連絡制度によるため、本制度の対象外となります。

【通報・連絡の体制および方法】

①「通報・捜査協力」「報告」

受注者は、暴力団員等から不当介入を受けた時は所轄する警察署に電話で通報し、捜査に協力するとともに、速やかにその内容を記載した「不当介入通報・報告書」（別紙様式）を所轄する警察署および県の発注所属に提出します。

②「連絡」

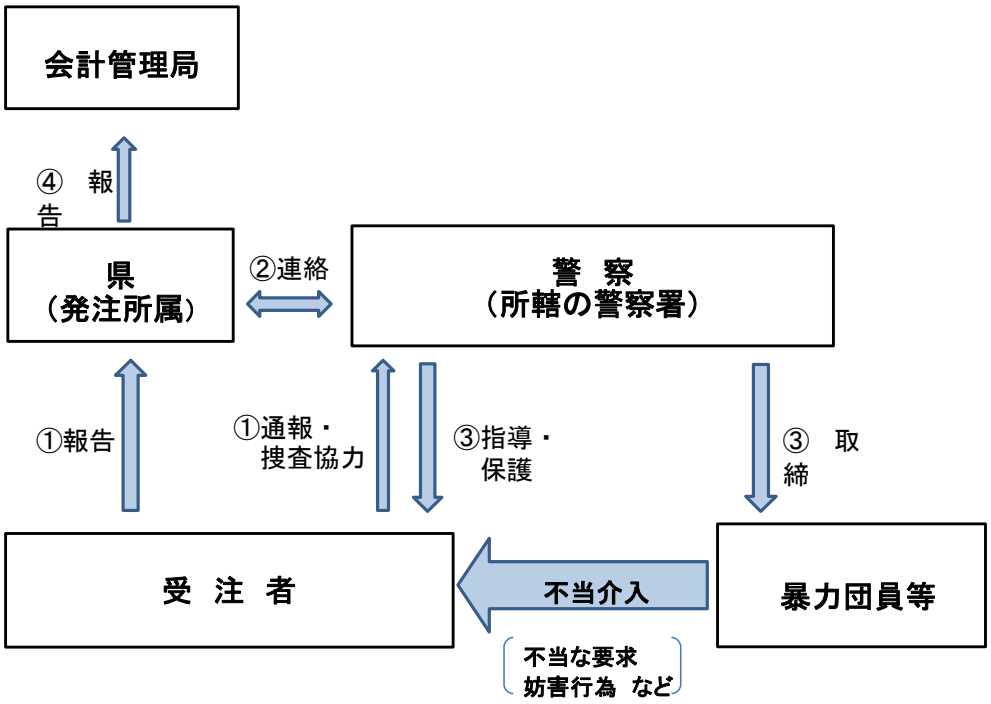
県の発注所属と警察は、相互に情報提供を行うなど連絡調整を行います。

③「指導・保護」「取締」

警察は受注者を指導・保護するとともに、不当介入者の取締りを行います。

④「報告」

県の発注所属は、①で受領した「不当介入通報・報告書」の写しを会計管理局管理課に提出します。



通報・問合せ先（代表電話番号）

大津警察署刑事第二課	077－522－1234	彦根警察署刑事第二課	0749－27－0110
草津警察署刑事第二課	077－563－0110	米原警察署刑事課	0749－52－0110
守山警察署刑事課	077－583－0110	長浜警察署刑事課	0749－62－0110
甲賀警察署刑事課	0748－62－4155	木之本警察署刑事課	0749－82－3021
近江八幡警察署刑事課	0748－32－0110	高島警察署刑事課	0740－22－0110
東近江警察署刑事第二課	0748－24－0110	大津北警察署刑事課	077－573－1234